

ご利用ください

# 個人住民税(町県民税)の 特別徴収(給与天引き)制度

個人住民税の特別徴収とは…

事業者(事業主)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、従業員が居住する市町村に納入する制度です。

※地方税法第321条の3と町税条例第44条で規定されています。



対象となる事業者は…

所得税の源泉徴収を行う事業者は、原則として個人住民税の特別徴収義務者となります。  
※地方税法第321条の4と町税

条例第45条で規定されています。

特別徴収のメリットは…

- ① 年税額を4回に分けて個人で納める「普通徴収」制度に比べて「特別徴収」制度では、12回に分けて毎月の給与から天引きとなるため、1回あたりの税負担が少なくなります。
- (年税額は同じです)
- ② 市町村や金融機関へ納税に向く必要がなく、納め忘れや延滞金の心配がなくなります。
- ③ 所得税は、事業者が毎月の給与から徴収額を計算しなければなりません。個人住民税は、市町村が事業者へ徴収額を通知しますので、計算する必要がありません。

※詳細については、役場税務課にお尋ねください。

※益城町ホームページにも、特別徴収について掲載しています。  
益城町HP ↓ くらし・環境 ↓ 税金 ↓ 個人住民税特別徴収の全体的推進について

## 消費税

個人事業者のみなさまへ

消費税の届出書の提出はお済みですか？

現在、消費税の免税事業者となっている人で、平成22年分の所得税の確定申告等において、消費税の課税売上高が1,000万円を超えた人は、平成24年分は消費税の課税事業者となります。

課税事業者となった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに熊本東税務署長に提出することが必要となります。

ただし、平成23年6月の消費税法の一部改正により、平成25年分の申告からは、前々年分の課税売上高が1,000万円以下であっても課税事業者となる場合がありますのでご注意ください。

また、平成25年分が課税事業者となる人で、新たに簡易課税制度の適用を受けようとする人(平成23年分の消費税の課税売上高が5,000万円以下の人)は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成24年中(12月31日まで)に熊本東税務署長に提出することが必要となります。

## 申告用

国民健康保険税の「納付確認書」をお送りします

あなたが納められた国民健康保険税は、年末調整や確定申告の際に申告されますと、所得控除(社会保険料控除)の対象となります。

12月中に納付された分の領収書をご持参ください。  
なお窓口での交付につきましては、個人情報保護のため「納税義務者」「納税義務者」と同一世帯の人「または「納税義務者の委任状を持つ人」をその対象とします。

そこで、本年中(12月まで)に国民健康保険税を納められた世帯主に対し、「国民健康保険税納付確認書」を、年明け1月下旬にお送りします。

※詳しくは、役場税務課住民税係へお尋ねください。

早めにこの確認書が必要な人は、役場税務課窓口で発行しますので、

### 問い合わせ先

- 個人住民税と国民健康保険税納付確認書について
- 消費税の届出書について

役場税務課 住民税係  
熊本東税務署

☎ 286-3111 内線 355、141、142  
☎ 369-5566 (自動音声案内)